

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月3日

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 900,036,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,826,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何等の限定のない当社の標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本件有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成26年3月3日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 当社は、普通株式の他、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び譲渡制限種類株式に関する定めを定款に定めております。この点、普通株式を有する株主への影響を考慮し、A種優先株式及びB種優先株式を有する株主は株主総会において議決権を有しないとされています。一方、当社の株主総会での意思決定に関与していただくため、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び譲渡制限種類株式を有する株主は株主総会において議決権を有するとされています。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	7,826,400株	900,036,000	450,018,000
一般募集			
計(総発行株式)	7,826,400株	900,036,000	450,018,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は450,018,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期間
115	57.5	100株	平成26年3月19日(水) から 平成26年3月24日(月)		平成26年3月19日(水) から 平成26年3月24日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 払込期間までに、新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、新株式に係る割当は行われな
こととなります。
- 4 払込期間を平成26年3月19日から平成26年3月24日までとしております理由は、割当予定先の払込事務日程手続きの
関係上、この期間としております。
- 5 申込み及び払込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むも
のとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アルデプロ 経営管理部	東京都新宿区新宿三丁目1番24号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目17番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
900,036,000	5,800,000	894,236,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 諸費用の内訳は、登録免許税、反社会的勢力との関連性調査費用(株式会社セキュリティ&リサーチ、東京都港区
赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)、弁護士費用が含まれております。

(2) 【手取金の使途】

	具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
	不動産仕入資金	894	平成26年3月~平成26年7月

上記の差引手取概算額894,236,000円につきましては、販売用不動産の仕入資金に充当しますが、東京都内を中心に1棟当
たり3億円から5億円の収益用マンションや商業用収益ビルを3棟程度仕入れ、内装や改修等を施し早期に商品化して販売して
まいります。

平成25年の首都圏不動産流通市場は、アベノミクスによる景気回復への期待感、消費増税前の駆け込み需要等により、好調に推移し、中古マンションの成約件数は2年連続で過去最高となりました(平成25年は36,432件、前年比16.0%増)(出典:公益財団法人東日本不動産流通機構)。また、近畿圏の中古マンションの成約件数も平成25年は16,654件、同10.4%増(出典:公益財団法人近畿圏不動産流通機構)と13年連続で前年を上回っております。

東京都心5区(東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)のオフィス空室率を見ますと平成26年1月は7.18%と以前高水準ではありますが、平成24年6月の9.43%をピークに低下してきております。平均賃料も平成26年1月16,242円/坪と前月の16,207円/坪から上昇しており、回復の兆しがみられます。(出典:三鬼商事株式会社)

こうした環境下、当社は平成25年9月19日に発表した中期経営計画の達成に向け、大阪支店の開設やS&Standard株式会社及び有限会社奨建築の子会社化など、当社の事業成長のための施策を行っております。

現在の不動産市況の好況を捉え、当社の事業拡大のために販売用不動産の仕入資金を調達することが重要と判断しました。しかしながら、当社の財務状態はいまだ脆弱であります。平成25年12月20日にノンバンクから販売用不動産の仕入資金を調達しましたが、依然として当社が望む金額を機動的に調達できる状態ではありません。そのほかの銀行等の金融機関からも確実に借入ができるという見込みはなく、また仮に借入できたとしても当社が希望する借入金額全額を調達できるという見込みはありません。このように当社は、機動的な借入を行える状況にはありません。

こうした状況から当社は資金調達の方策について検討してまいりました。前述のとおり、外部の金融機関からの借入については、困難な状態であります。また、公募増資についても現在の当社の財政状態、経営成績(平成25年7月期の売上高31億53百万円、営業損失4億94百万円、経常損失5億32百万円、当期純利益34億円、繰越利益剰余金10億43百万円、純資産2億57百万円)を鑑みると実施は困難と判断いたしました。これらにより、第三者割当による方法しか資金調達の的方法はないと判断しました。

当社は本第三者割当増資により調達する資金を全額販売用不動産の仕入資金に充当する予定です。仕入の対象としては、東京都内を中心に1棟当たり3億円から5億円の収益用マンションや商業用収益ビルを3棟程度仕入れ、内装や改修等を施し早期に商品化して販売してまいります。この1棟当たり3億円から5億円の収益用マンションや商業用収益ビルは、収益目的の個人富裕層や法人にとっては、投資対象としては適度な金額であり、当社の販売戦略としての出口が見通しやすく、販売計画が立てやすくなり、当社の中期経営計画の達成のためには必要であると判断しております。

資金調達後、早期に販売用不動産を仕入れ、商品化したのち、早期の売却を目指してまいります。そして、中期経営計画(平成29年7月期売上高103億80百万円、経常利益15億37百万円、当期純利益15億36百万円)の達成に向けてまい進してまいります。

なお、現状の当社の考えとして、最近の首都圏不動産流通市場を鑑みると、販売用不動産を仕入れ、早期に商品化して販売していくことにより、売り上げ規模の拡大が見込めると判断しており、本第三者割当増資による調達資金が当社の収益拡大に大きく寄与するものと想定しております。

また、これら1棟当たり3億円から5億円の収益用マンションや商業用収益ビルは引き合いが強く、仕入れられる不動産物件があれば当社としては可能な限り早期に仕入れたいと考えております。こうしたことから、不動産の仕入資金としては、当社の決算期である平成26年7月末までを予定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	株式会社夢真ホールディングス	
	本店の所在地	東京都文京区大塚三丁目11番6号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第35期(自平成24年10月1日至平成25年9月30日) 平成25年12月19日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第36期第1四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日) 平成26年2月14日 関東財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社普通株式を7,500,000株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

a 割当予定先の概要	名称	株式会社我喜大笑	
	本店の所在地	東京都文京区大塚三丁目11番6号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 佐藤大央	
	資本金	80,000千円	
	事業の内容	子育て支援事業	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社夢真ホールディングス100%	
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

a 割当予定先の概要	氏名	青山洋一
	住所	東京都港区
	職業の内容	株式会社エム・エイチ・グループ取締役 会長
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	大塚洋史
	住所	茨城県潮来市
	職業の内容	株式会社大洋代表取締役会長
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	須田忠雄
	住所	群馬県桐生市
	職業の内容	株式会社シンプル代表取締役
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社普通株式を300,000株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	宮本宏三
	住所	東京都墨田区
	職業の内容	株式会社リブアクション代表取締役社長
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	諸藤敏一
	住所	福岡県福岡市中央区
	職業の内容	株式会社コーセーアールイー代表取締役社長
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

今般の第三者割当増資における割当予定先の選定にあたっては、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分ご理解いただき、当該資金調達に賛同いただける相手先からの資金調達を中心に検討いたしました。

その中で、当社株式7,500,000株を保有し、第2位の大株主である株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場上場企業の株式会社夢真ホールディングス（住所：東京都文京区大塚三丁目11番6号、代表者：代表取締役会長兼社長 佐藤眞吾）に対して当社代表取締役社長久保玲士、及び相談役秋元竜弥にて相談を行ったところ、当社の今後の事業展開及び今般のファイナンスについて賛同頂きました。

その後、引受けの条件等についての協議を進めた結果、株式会社夢真ホールディングス(住所:東京都文京区大塚三丁目11番6号、代表者:代表取締役 佐藤真吾)及び子会社であり子育て支援事業を営む株式会社我喜大笑(住所:東京都文京区大塚三丁目11番6号、代表者:代表取締役 佐藤大央)にて、引受けることとしたいという回答を得ました。株式会社夢真ホールディングスは、建築技術者派遣事業を営んでおり、不動産事業にも造詣が深く、当社事業にもご理解をいただきました。株式会社我喜大笑は不動産業界とは事業の関連性はありませんが、株式会社我喜大笑の税務上の繰越欠損等を助案した株式会社夢真ホールディングスのグループの財務政策として株式会社我喜大笑にて引き受けることとしたいとの説明を伺っております。

当該回答をもって、当社は、候補先と最終的な面談ならびに資産の調査、反社調査などを行ったうえ、株式会社夢真ホールディングス及び株式会社我喜大笑を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。

また、株式会社夢真ホールディングス及び株式会社我喜大笑以外の候補先については、当社事業である不動産事業に造詣が深い個人の方であり、当社の経営陣との直接の交流がある方を中心に検討致しました。

青山洋一氏は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場上場企業の株式会社エム・エイチ・グループ(住所:東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号、代表者:代表取締役社長 佐藤文彦)の取締役会長であり、ヘアサロンの店舗展開を行うことから、不動産業界に対する造詣が深く、また、当社相談役の秋元竜弥とかねてからの交流関係を有しております。

大塚洋史氏は、株式会社大洋(住所:茨城県水戸市千波町1950番地、代表者:代表取締役社長 星文佳)の代表取締役会長を務めており、同社は土木工事請負業を営んでおり、不動産業界には造詣が深い立場にあり、また、当社監査役の伊禮勇吉とかねてからの交流関係を有しております。大塚洋史氏は自己資金ではなく、大塚洋史氏が代表取締役会長を務める株式会社大洋の関連企業でリサイクル事業を営む株式会社タイヨー(住所:茨城県神栖市木崎59番1、代表者:代表取締役 重藤和弘)からの借入によって出資する予定ですが、大塚洋史氏個人で引き受ける理由といたしましては、株式会社タイヨーで当社株式を保有すると、株価の変動により同社の財務状態が変動することとなり、会社としてそのようなリスクをとるよりも、個人としてそのリスクを負うほうがよいと判断したとのことで、当社も同意いたしました。

また、須田忠雄氏は株式会社シンプル(住所:東京都中央区新川二丁目7番1号、代表者:代表取締役 須田忠雄)の代表取締役であります。かつては名古屋証券取引所セントレックスに上場していた株式会社やすらぎ(現社名:株式会社カチタス、住所:群馬県桐生市美原町4番2号、代表者:代表取締役社長 新井健資)の代表取締役社長、会長等を務めており、不動産業界には造詣が深い立場にあり、また、当社相談役の秋元竜弥とかねてからの交流関係を有しております。

宮本宏三氏は株式会社リブアクション(住所:東京都渋谷区恵比寿一丁目12番5号、代表者:代表取締役社長 宮本宏三)の代表取締役社長であり、同社は不動産業を営む会社であり、当社代表取締役社長の久保玲士とかねてからの交流関係を有しております。なお、当社は同社に平成25年7月期に販売用不動産を販売するなど取引関係があります。後述のとおり、宮本宏三氏は自己資金ではなく、宮本宏三氏が代表取締役社長を務める株式会社リブアクションからの借入によって出資する予定ですが、宮本宏三氏個人で引き受ける理由といたしましては、株式会社リブアクションで当社株式を保有すると、株価の変動により同社の財務状態が変動することとなり、会社としてそのようなリスクをとるよりも、個人としてそのリスクを負うほうがよいと判断したとのことで、当社も同意いたしました。

諸藤敏一氏は株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場上場企業の株式会社コーセーアールイー(住所:福岡県福岡市中央区赤坂一丁目15番30号、代表者:代表取締役社長 諸藤敏一)の代表取締役社長であり、同社は不動産業を営む会社であり、また、当社相談役の秋元竜弥とかねてからの交流関係を有しております。

なお、同社とは、平成22年7月期に販売用不動産を販売するなど取引関係がありました。

当社代表取締役社長の久保玲士は、これら割当予定先の皆様に当社の事業計画について説明を行い、当社の事業計画を説明したところ、ご理解をいただき、割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	株式数
株式会社夢真ホールディングス	当社普通株式	2,174,000株
株式会社我喜大笑	当社普通株式	2,174,000株
青山洋一	当社普通株式	869,600株
大塚洋史	当社普通株式	869,600株
須田忠雄	当社普通株式	869,600株
宮本宏三	当社普通株式	434,800株
諸藤敏一	当社普通株式	434,800株
合計		7,826,400株

e 株券等の保有方針

当社は、各割当予定先から本第三者割当による取得する株式についての保有方針を次のとおり確認しております。

株式会社夢真ホールディングスは純投資で保有する方針とのことです。

株式会社我喜大笑は純投資で保有する方針とのことです。

青山洋一氏は純投資で保有する方針とのことです。

大塚洋史氏は純投資で保有する方針とのことです。

須田忠雄氏は純投資で保有する方針とのことです。

宮本宏三氏は2年程度の長期的な保有方針であると伺っており、2年経過後については、現時点において未定であると伺っております。

諸藤敏一氏は純投資で保有する方針とのことです。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である株式会社夢真ホールディングスが平成25年12月19日付で関東財務局長へ提出した第35期有価証券報告書の個別財務諸表に記載の売上高(8,163,231千円)、総資産額(8,489,840千円)、純資産額(5,162,570千円)及び現金及び預金の額(2,246,345千円)及び平成26年2月14日付で関東財務局長へ提出した第36期第1四半期報告書の四半期連結財務諸表に記載の売上高(3,780,114千円)、総資産額(10,854,179千円)、純資産額(5,072,752千円)及び現金及び預金の額(4,706,082千円)の状況を確認した結果、株式会社夢真ホールディングスには十分な財産が存在しているものと当社では判断しております。

株式会社我喜大笑は、株式会社夢真ホールディングス(株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場上場)の100%子会社で、子育て支援事業を営んでおります。同社からは、払込みに要する資金は親会社である株式会社夢真ホールディングスからの借入により賄う旨の説明を受けております。上記のとおり、株式会社夢真ホールディングスには十分な財産が存在しているものと当社では判断しております。この結果、株式会社我喜大笑においては、株式会社夢真ホールディングスからの借入により、払込みに要する財産については十分な財産があるものと判断しております。なお、株式会社我喜大笑は株式会社夢真ホールディングスから貸付に関する確約書(内容:平成26年3月17日に2億50百万円を貸付期間3年、貸付利率年2%、無担保にて貸付け)を受領しております。

また、青山洋一氏、須田忠雄氏については、自己資金から払い込む予定との回答を得ており、本人名義の預金通帳の写しを受領しており、それぞれ払込に要する資金を上回る残高を保有することを確認しております。

大塚洋史氏は、大塚洋史氏が代表取締役会長を務める株式会社大洋の関連企業でリサイクル事業を営む株式会社タイヨー(住所:茨城県神栖市木崎59番1、代表者:代表取締役 重藤和弘)から借入(借入金額1億40百万円、返済期日平成27年2月18日、借入利率2%、無担保)を行い、払い込む旨の説明を受けており、株式会社タイヨーの直近の財務諸表、預金通帳の写し、大塚洋史氏と株式会社タイヨーとの間における金銭消費貸借契約書、並びに借入金の入金後の大塚洋史氏の預金通帳の写しを頂いており、払込みについての確実性があるものと判断しております。

諸藤敏一氏については、本人名義の証券口座の写しを受領しており、払込みに要する資金を上回る残高を保有することを確認しており、また、諸藤敏一氏からは保有の有価証券を売却して資金化する旨の回答を口頭で受けております。

また、宮本宏三氏は、宮本宏三氏が代表取締役社長を務める株式会社リアクション(住所:東京都渋谷区恵比寿一丁目12番5号)からの借入(借入金額50百万円、返済期日平成28年2月末日、借入利率年2%、無担保)を行い、払い込む旨の説明を受けており、株式会社リアクションの直近の財務諸表、宮本宏三氏と株式会社リアクションとの間における金銭消費貸借契約書、並びに借入金の入金後の宮本宏三氏の預金通帳の写しを頂いており、払込みについての確実性があるものと判断しております。

この結果、各割当予定先においては、今般の払込みに要する財産については、十分な財産を保有しているものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先について、当該各割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所へ提出しております。また、当社は、各割当予定先及び割当先が借入によって資金調達する会社(株式会社我喜大笑の借入先である株式会社夢真ホールディングス、大塚洋史氏の借入先である株式会社タイヨー、宮本宏三氏の借入先である株式会社リアクション)が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び各割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田寿次)に依頼致しました。その結果は次のとおりです。

割当先である株式会社夢真ホールディングス及び同社の役員や関係企業の役員等の関係人物並びに関係企業について反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されませんでした。

割当先である株式会社我喜大笑及び同社の役員や関係企業の役員等の関係人物並びに関係企業について反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されませんでした。

割当先である青山洋一氏及び青山洋一氏が取締役会長を務める株式会社エム・エイチ・グループの役員や同社の関係企業の役員等の関係人物並びに関係企業について反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されませんでした。

割当予定先である大塚洋史氏及び大塚洋史氏が代表取締役会長を務める株式会社大洋の役員や同社の関係企業の役員等の関係人物並びに大塚洋史氏の借入先である株式会社タイヨーについて反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されませんでした。ただし、株式会社セキュリティー&リサーチの調査結果の所見で、いずれの人物及び企業においても情報が不足であるため、取引内容に応じて、ヒアリング等を行い、さらなる調査が必要であると考察される、との結果を受け、当社は、大塚洋史氏に、次のような事項や株式会社大洋及び株式会社大洋の関連会社である株式会社タイヨーの役員又は主要株主の経歴等についてヒアリングを行いました。

大塚洋史氏が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者である事実の有無

大塚洋史氏が代表取締役を務める株式会社大洋及び株式会社大洋の関連会社である株式会社タイヨーが、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下、「暴力団等」という)である事実の有無

暴力団等が株式会社大洋及び株式会社大洋の関連会社である株式会社タイヨーの経営に関与している事実の有無

株式会社大洋及び株式会社大洋の関連会社である株式会社タイヨー、並びに株式会社大洋及び株式会社大洋の関連会社である株式会社タイヨーの役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実の有無

株式会社大洋及び株式会社大洋の関連会社である株式会社タイヨー、並びに株式会社大洋及び株式会社大洋の関連会社である株式会社タイヨーの役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実の有無

その結果、いずれについてもそのような事実はないとの回答を得ました。また、株式会社大洋及び株式会社大洋の関連会社である株式会社タイヨーの役員又は主要株主については、経歴等から永年同社で勤務または同社の主業務と同職の企業に勤続した経歴を持ち、素性が明らかな人物であるとの回答を得ました。こうしたことから、当社は、大塚洋史氏及び大塚洋史氏が代表取締役会長を務める株式会社大洋の役員や同社の関係企業の役員等の関係人物並びに大塚洋史氏の借入先である株式会社タイヨーについて反社会的勢力と何らかの関係を有していないことを確認しており、その確認書を受領しております。

割当先である須田忠雄氏及び須田忠雄氏が代表取締役を務める株式会社シンプルな役員や関係企業の役員等の関係人物並びに関係企業について反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されませんでした。

割当先である宮本宏三氏及び宮本宏三氏が代表取締役社長を務める株式会社リブアクションの役員等の関係人物・関係企業について反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されませんでした。ただし、株式会社セキュリティー&リサーチの調査結果の所見で、いずれの人物及び企業においても情報が不足であるため、取引内容に応じて、ヒアリング等を行い、さらなる調査が必要であると考察される、との結果を受け、当社は、宮本宏三氏に、次のような事項や株式会社リブアクションの役員または主要株主の経歴等についてヒアリングを行いました。

宮本宏三氏が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者である事実の有無

宮本宏三氏が代表取締役を務める株式会社リブアクションが、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下、「暴力団等」という)である事実の有無

暴力団等が株式会社リブアクションの経営に関与している事実、の有無

株式会社リブアクション、株式会社リブアクションの役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実の有無

株式会社リブアクション、株式会社リブアクションの役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実の有無

その結果、いずれについてもそのような事実はないとの回答を得ました。また、株式会社リブアクションの役員又は主要株主については、経歴等から永年同社で勤務または同社の主業務と同職の企業に勤続した経歴を持ち、素性が明らかな人物であるとの回答を得ました。こうしたことから、当社は、宮本宏三氏及び宮本宏三氏が代表取締役社長を務める株式会社リブアクションについて反社会的勢力と何らかの関係を有していないことを確認しており、その確認書を受領しております。

割当先であり諸藤敏一氏及び諸藤敏一氏が代表取締役社長を務める株式会社コーセーアールイーの役員等の関係人物・関係企業について反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されませんでした。

なお、割当先であり、株式会社我喜大笑の借入先でもある株式会社夢真ホールディングスは株式会社東京証券取引所「JASDAQスタンダード市場」に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載している「当社グループは、総会屋・暴力団などの反社会的勢力とは絶縁しており、今後とも当社グループは、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固としてこれを拒否します。」との内容を確認し、当該割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

なお、割当先である青山洋一氏が取締役会長を務める株式会社エム・エイチ・グループは株式会社東京証券取引所「JASDAQスタンダード市場」に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載している「当社は、法令を遵守し、公正で透明な取引を行なうとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係をもたない。また反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした対応で臨み、一切の関係を遮断することとする。」との内容を確認し、当該割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

なお、割当先である諸藤敏一氏が代表取締役社長を務める株式会社コーセーアールイーは株式会社東京証券取引所「JASDAQスタンダード市場」に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 「内部統制システムの構築に関する基本方針 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (4)」に記載のとおりであります。」とあり、その内容は「1. (4) 会社は、反社会的勢力との関係をいっさい遮断する。管理部は、反社会的勢力への対応マニュアルを制定し、新たな取引先については、可能な限りの調査を行うとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との連携を保持する。」であることを確認し、当該割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

さらに、当社においても、各割当予定先が特定団体等であるか否か、及び各割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、インターネット等の公に利用可能な手段や、新聞記事検索により、各割当予定先が過去において、何らかの事件等で氏名が掲載されていないことなどの調査を行い、さらに各割当予定先に質問し、各割当予定先が特定団体等とは関係がない旨の回答を書面でいただき、当該調査の限り、当該各割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の前営業日(平成26年2月28日)の東京証券取引所における終値である127円からのディスカウント率9.45%(小数点以下第3位四捨五入)である115円といたしました。

この発行価額は、取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間(平成26年1月29日から平成26年2月28日まで)の終値の平均値122.1円(小数点以下第1位未満切捨て、以下同じ。)に対して5.81%のディスカウント、同3ヶ月間(平成25年11月29日から平成26年2月28日まで)の終値の平均値71.3円に対して61.3%のプレミアム、同6ヶ月間(平成25年8月29日から平成26年2月28日まで)の終値の平均値52.9円に対して117.4%のプレミアムとなっております。

当社は、本発行価額について、当社を取巻く事業環境として、平成25年12月12日に平成26年7月期第1四半期決算を発表した直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、平成26年1月上旬はおおむね30円台(株式分割調整後)だった株価が、平成26年2月にはおおむね120円台(株式分割調整後)へ上昇した当社の株価を総合的に考慮し、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準に決定したものです。発行価格について、ディスカウント率を9.45%とした経緯としましては、当社と割当予定先との発行価額における交渉の経緯として、過去1ヶ月間である平成26年1月29日以降の株価の終値である83円から139円までの株価推移を前提として、最終的に発行価額の交渉を行いました。割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつも、発行価額について各割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、ディスカウント率につきましては、割当予定先と協議し、検討を重ね決定いたしました。当社としましては、「第1募集要項 4 新規発行による手取金の使途」にも記載のとおり、販売用不動産の購入は当社の業績の拡大に大きく寄与するため、可能な限り早期に購入したいと考えております。そのために、当社への資金の出し手を検討しましたが、本第三者割当増資の割当予定先は、10%弱のディスカウントであれば引き受けるとのことでした。現段階では、そのほかの資金の出し手については見込みはなく、新たな資金の出し手を探していると好条件の販売用不動産の購入が早期にできなくなる恐れもあるため、ディスカウントを受け入れました。本発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)に準拠しており、合理的な価額であると認識しております。

また、当社監査役3名から、発行価額である115円は、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における終値という客観的な市場価格を基準にディスカウントしており、ディスカウント率は10%弱に達しているものの、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)に準拠しており、有利発行に該当するものではないと判断している旨の意見をいただいております。

当社取締役会としても、当該意見に基づき、本株式の発行は有利発行に該当しないとの結論を受領したことを踏まえ、本第三者割当にかかる発行条件を決議いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成26年3月3日現在の当社の発行済株式総数は、普通株式226,046,650株、A種優先株式8,916株、C種優先株式824,355株、D種優先株式2,160,410株、E種優先株式138,822株の合計の229,179,153株であります。平成26年3月3日現在の当社の議決権の総数は、普通株式226,046,650株に係る議決権の数2,255,532個、C種優先株式824,355株に係る議決権の数824,355個、D種優先株式2,160,410株に係る議決権の数2,160,410個、E種優先株式138,822株に係る議決権の数138,822個の合計の5,379,119個であります。本第三者割当増資により発行される新株式数(普通株式)7,826,400株に係る議決権の数は78,264個となるため、発行済株式総数に対する希薄化率は3.41%、総議決権数に対する希薄化率は1.45%となり、25%未満の希薄化が生じることとなります。希薄化率が25%未満であるため、大規模な第三者割当には該当しないと判断しております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	127,224,270	23.65	127,224,270	23.31
株式会社夢真ホールディングス	東京都文京区大塚3丁目11-6	7,500,000	1.39	9,674,000	1.77
有限会社佐藤総合企画	東京都世田谷区駒沢2丁目18番26号	7,500,000	1.39	7,500,000	1.37
中谷宅雄	大阪府松原市	6,392,000	1.19	6,392,000	1.17
山崎一弘	大阪府八尾市	4,224,000	0.79	4,224,000	0.77
株式会社エム・エル・エス	東京都渋谷区道玄坂2丁目16-4	2,189,390	0.41	2,189,390	0.40
株式会社我喜大笑	東京都文京区大塚3丁目11-6			2,174,000	0.40
井康彦	福岡県福岡市中央区	1,604,170	0.30	1,604,170	0.29
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人パークレイズ証券株式会社)	5 THE NORTH COLONNADE COMPANY WHARF LONDON E14 4BB UNITED KINGDOM (東京都港区六本木6丁目10番1号)	1,495,250	0.28	1,495,250	0.27
牧間次夫	千葉県袖ヶ浦市	1,230,000	0.23	1,230,000	0.23
計	-	160,409,870	29.82	163,707,080	30.00

(2) A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	8,008	0.00	8,008	0.00
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	164	0.00	164	0.00
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10-17	159	0.00	159	0.00
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷2丁目13番地	133	0.00	133	0.00
株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中央二丁目11番7号	114	0.00	114	0.00
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市宇佐南1丁目7-1	69	0.00	69	0.00
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1	59	0.00	59	0.00
豊田信用金庫	愛知県豊田市元城町1丁目48番地	55	0.00	55	0.00
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1-24	35	0.00	35	0.00
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2-5	31	0.00	31	0.00
計	-	8,827	0.00	8,827	0.00

(3) C種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	810,114	15.06	810,114	14.84
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1	14,241	0.27	14,241	0.26
計	-	824,355	15.33	824,355	15.11

(4) D種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	1,941,677	36.10	1,941,677	35.58
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	39,788	0.74	39,788	0.73
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10-17	38,435	0.72	38,435	0.70
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷2丁目13番地	32,132	0.60	32,132	0.59
株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中央二丁目11番7号	27,510	0.51	27,510	0.50
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市宇佐南1丁目7-1	16,707	0.31	16,707	0.31
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1	14,240	0.27	14,240	0.26
豊田信用金庫	愛知県豊田市元城町1丁目48番地	13,179	0.25	13,179	0.24
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1-24	8,247	0.15	8,247	0.15
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2-5	7,262	0.14	7,262	0.13
計	-	2,139,177	39.77	2,139,177	39.20

(5) E種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	138,822	2.58	138,822	2.54
計	-	138,822	2.58	138,822	2.54

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第26期)記載された資本金の額は、当該有価証券報告書の提出日(平成25年10月31日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)までの間において以下のとおり減少しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成25年12月3日	600,000	100,000		600,000

(注) 資本金の減少

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少してその他資本剰余金に振り替えたものであります。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第26期)及び四半期報告書(第27期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)までの間において追加事項は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日現在)においてもその判断に変更はなく、変更の必要はないものと判断しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)現在において当社が判断したものであります。

3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第26期)の提出日(平成25年10月31日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成25年11月1日提出の臨時報告書)

[提出理由]

平成25年10月30日開催の定時株主総会並びに普通株式にかかる種類株主総会、A種優先株式にかかる種類株主総会、B種優先株式にかかる種類株主総会、C種優先株式にかかる種類株主総会、D種優先株式にかかる種類株主総会及びE種優先株式にかかる種類株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

1. 第26回定時株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（1）

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

当社の取締役の任期を1年とする。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

当社の株式について100株を1単元とする単元株制度を採用する。

単元未満株式についての権利を新設する。

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

新設の条文の効力発生日を定める附則を設ける。

第3号議案 資本金の額の減少の件

当社の資本金7億8円のうち6億8円減少して1億円とする。減少した6億8円をその他資本剰余金に振り替える。

第4号議案 剰余金の処分の件

繰越欠損金の充当のため、その他資本剰余金を6億8円減少させて繰越利益剰余金を6億8円増加する。

第5号議案 取締役4名選任の件

取締役として、久保玲士、牧口正一、保坂光二、細川和憲の4氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件 (1)	16,632,196	8,595		(注) 1	可決 (99.72)
第2号議案 定款一部変更の件 (2)	16,631,365	9,426		(注) 1	可決 (99.72)
第3号議案 資本金の額の減少の件	16,634,850	5,941		(注) 2	可決 (99.74)
第4号議案 剰余金の処分の件	16,632,310	8,501		(注) 2	可決 (99.72)
第5号議案 取締役4名選任の件					
久保玲士	16,629,651	9,152		(注) 3	可決 (99.72)
牧口正一	16,630,990	7,813		(注) 3	可決 (99.73)
保坂光二	16,631,034	7,769		(注) 3	可決 (99.73)
細川和憲	16,626,514	12,289		(注) 3	可決 (99.70)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

2. 普通株式にかかる種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月30日

(2) 決議事項の内容

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
当社の株式について100株を1単元とする単元株制度を採用する。
単元未満株式についての権利を新設する。
当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。
新設の条文の効力発生日を定める附則を設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件 (1)	12,887,115	9,914		(注)	可決 (99.63)
第2号議案 定款一部変更の件 (2)	12,889,295	7,734		(注)	可決 (99.65)

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない議決権の数は加算しておりません。

3. A種優先株式にかかる種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月30日

(2) 決議事項の内容

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
当社の株式について100株を1単元とする単元株制度を採用する。
単元未満株式についての権利を新設する。
当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。
新設の条文の効力発生日を定める附則を設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件 (1)	7,440		1,476	(注)	可決 (83.45)
第2号議案 定款一部変更の件 (2)	7,440		1,476	(注)	可決 (83.45)

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

4. B種優先株式にかかる種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件(1)

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

第2号議案 定款一部変更の件(2)

当社の株式について100株を1単元とする単元株制度を採用する。

単元未満株式についての権利を新設する。

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

新設の条文の効力発生日を定める附則を設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件 (1)	10,003		3,770	(注)	可決 (72.63)
第2号議案 定款一部変更の件 (2)	10,003		3,770	(注)	可決 (72.63)

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

5. C種優先株式にかかる種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（1）

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

当社の株式について100株を1単元とする単元株制度を採用する。

単元未満株式についての権利を新設する。

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

新設の条文の効力発生日を定める附則を設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件 (1)	1,802,499		357,977	(注)	可決 (83.43)
第2号議案 定款一部変更の件 (2)	1,802,499		357,977	(注)	可決 (83.43)

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

6. D種優先株式にかかる種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（1）

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

当社の株式について100株を1単元とする単元株制度を採用する。

単元未満株式についての権利を新設する。

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

新設の条文の効力発生日を定める附則を設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件 (1)	1,802,441		357,969	(注)	可決 (83.43)
第2号議案 定款一部変更の件 (2)	1,802,441		357,969	(注)	可決 (83.43)

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

7. E種優先株式にかかる種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件(1)

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

第2号議案 定款一部変更の件(2)

当社の株式について100株を1単元とする単元株制度を採用する。

単元未満株式についての権利を新設する。

当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる。

新設の条文の効力発生日を定める附則を設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件 (1)	138,822			(注)	可決 (100.00)
第2号議案 定款一部変更の件 (2)	138,822			(注)	可決 (100.00)

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日	平成25年10月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第27期第 1 四半期)	自 平成25年 8 月 1 日 至 平成25年10月31日	平成25年12月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年10月30日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原 豊
指定社員 業務執行社員	公認会計士	武田 剛

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成24年8月1日から平成25年7月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成25年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年9月25日開催の取締役会において、平成25年10月30日開催の第26回定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議し、当該株主総会において承認可決されている。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年9月25日開催の取締役会において、株式分割及び単元株制度の採用について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルデプロの平成25年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アルデプロが平成25年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月12日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市 原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 谷 富 士 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第27期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成25年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。